

学校選択制の概要

● 学校選択制について

大阪市では、就学する小中学校及び義務教育学校は住所地により定められた学校（通学区域校）を指定しています。生野区では平成27年から順次、学校選択制の導入を行ってまいりましたが、令和4年4月より生野区全域の学校選択制を導入しました。これにより教育活動など学校の特色で就学する学校を希望できる機会を提供します。（新入学時に限ります）

これにより開かれた学校づくりをさらに推し進め、学校環境を活性化し教育力の向上につなげていきます。

この学校案内では、児童生徒や保護者のみなさんが学校選択制を利用する際の参考としていただくために、各小中学校及び義務教育学校の紹介、特色ある学習活動などの情報を掲載しています。

● 学校選択制の対象となる方

令和6年度に、次の学校に入学または進学する予定の区内在住の方が対象です。

小学校及び義務教育学校1年生

中学校及び義務教育学校7年生

※中学校入学時は通学区域の学校が指定されます。（義務教育学校を除く）

通学区域外の中学校を希望する場合は「学校選択制希望調査票」の提出が必要です。抽選の可能性もありますので、詳細は「よくある質問と回答（68～69ページ）」のQ10・Q12をご覧ください。

● 希望できる学校の範囲

自由選択制により、区内11小学校、5中学校、2小中一貫校、義務教育学校と、全市募集の市立小中一貫校が選択の対象です。各校の情報については各校の紹介ページをご参照ください。通学区域校を希望する場合は、必ず入学することができます（通学区域校は6～8ページをご参照ください）。

通学方法は徒歩とし、自転車の利用はできません。特に通学区域外の学校を希望するにあたっては、保護者の責任において登下校の安全を確保することとなりますので、通学時の負担や安全を十分考慮してください。

● 希望調査

「学校選択制希望調査票」に就学を希望する学校名を記入して提出してください。

希望は、第2希望まで記入することができます。（第1希望のみでも可）

第2希望まで記入した場合で、抽選の結果、第2希望の学校に決まれば、第2希望の学校に就学することになります。この場合、後で第1希望の学校に空きができて、第1希望の学校には就学することはできません。

※国立・私立・特別支援学校を希望している場合でも、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。記載がない場合につきましては、校区の学校が希望選択校として指定されることとなりますのでご注意ください。

※全市募集の小中一貫校を希望する場合は、必ず第1希望欄に記入してください。第2希望欄に記入されても全市募集の小中一貫校には就学できません。全市募集の小中一貫校については66ページをご参照ください。

● 「学校選択制希望調査票」の提出について

「学校選択制希望調査票」については、提出期限までに必ず提出してください。期限後の受付は一切できません。

通学区域校を希望する場合も希望調査票を提出してください。

提出期限

【郵 送】 **令和5年10月31日（火） 必着**

※同封の封筒で切手を貼らずに投かんしてください。

【窓口持参】 **令和5年10月31日（火） 17時30分まで**

担 当：生野区役所1階5番 窓口サービス課（住民情報）

開庁日時：祝日を除く月曜日～木曜日、毎月第4日曜日の
9時～17時30分、金曜日の9時～19時

● 抽選について

通学区域外からの希望者が各学校の受入可能人数を超えた場合、公開抽選で通学区域外からの就学者を決定します。抽選の有無については、**12月5日頃**に発送します。受入可能人数（目安）については、9ページをご参照ください。

通学区域校を希望した場合は必ず就学できます。抽選の対象となるのは通学区域外からの希望者のみです。

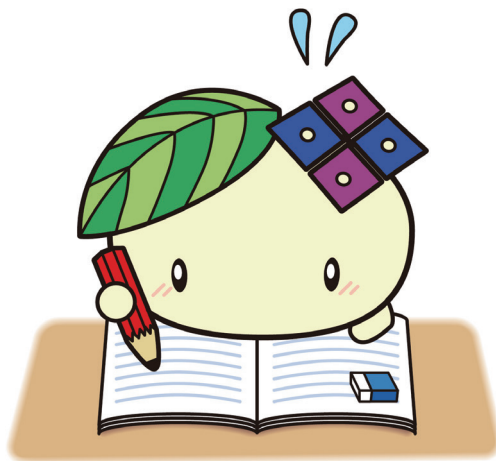
● 補欠登録について

希望した学校のいずれにも抽選で当選しなかった方は、公開抽選時に第1希望だった学校に補欠登録されます。転居などにより就学予定者の減員があり、繰り上げ当選となった場合には当選のご連絡を行います。なお、繰り上げ当選とならずに繰り上げ期限を過ぎた場合は、通学区域の学校に入学することになります。

【補欠登録期限及び繰り上げ期限】

小学校・義務教育学校1年生 令和6年2月9日（金）

中学校・義務教育学校7年生 令和6年2月16日（金）



がっ こうせんたくせい 「学校選択制」 について

はい 入る 学校を えらぶ ことが できます。 えらんだ ひとが おおいと はい 入れない ことも あります。 がっこう 学校の ようすを みたり きいたり できる日が あります。 がっこうせんたくせいきぼうちようさひよう 「学校選択制希望調査票」 を 書いて 学校を えらびます。 令和5年10月31日までに 区役所 へ 持ってきてください。 ゆうびんで 送ることも できます。 令和5年10月31日を すぎると 学校を えらぶ ことは できません。 す 住んでいる ばしょで 学校が きまります。 がっこう 外国人 (日本国籍を もたない ひと) は 「入学申請書」 も 書いて ください。 わからないことは 生野区役所 窓口サービス課へ きいてください。 でんわ 電話 06-6715-9963 FAX 06-6715-9110

(English)

○School Selection System

You can choose the school you wish for your child to attend. If too many people choose the same school, there is a chance your child will not be accepted to the preferred school. There is a day when you can visit and learn more about the school. Fill in the Gakko Sentakusei Kibo Chosahyo (School Selection Preference Form) to choose schools. Return the form to the ward office by October 31, 2023, or deliver it by mail. You will not be able to choose a school if you return the form after October 31, 2023. Then, your school will be decided based on where you live. Foreign nationals (people who do not have Japanese nationality) have to write a Nyugaku Shinseisho (entrance application). Please contact the Ikuno ward office service counter department if you have any questions. TEL 06-6715-9963 FAX 06-6715-9110

(한국어)

○「학교선택제」에 대해서

희망하는 학교를 선택할 수 있습니다. 지원자가 많을 경우 입학이 어려울 수도 있습니다. 학교견학일이 있습니다. 「학교선택제 희망조사표」에 희망하는 학교를 기입해 주십시오. 2023년 10월31일까지 구청으로 직접 제출 혹은 우편발송도 가능합니다. 2023년 10월31일 후에는 학교를 선택할 수 없습니다. 거주구에 따라 학교가 정해집니다. 외국인(일본국적을 소지하지 않은 자)은 「입학신청서」도 기재해주시기 바랍니다. 궁금한 사항은 이쿠노구 창구서비스과에 문의하십시오. 전화 06-6715-9963 팩스 06-6715-9110

(中文)

○有关「选择学校的制度」:

您可以选择想进入的学校。如果申请人数过多时, 有可能会出现无法入学的情况。有可以参观学校观察校园生活的机会。请填写「选择学校申请调查表」, 选择所入学的学校, 并在2023年10月31日之前提交到区役所。您也可以通过邮件寄到区役所。2023年10月31日以后, 您将无法选择学校。学校是根据您所居住的地方而决定的。外国人(没有日本国籍的人)还需要填写「入学申请书」。如有疑问请联系生野区役所窗口服务课。电话06-6715-9963 传真06-6715-9110

(tiếng Việt)

○Về “Chế độ chọn trường”

Có thể đăng kí chọn trường muốn vào. Tuy nhiên, nếu có quá nhiều người đăng ký, có khả năng không vào được trường theo nguyện vọng. Có thể đến để tham quan trường học theo những ngày được chỉ định. Có thể chọn trường sau khi điền thông tin vào đơn khảo sát nguyện vọng chọn trường. Vui lòng gửi đơn qua đường bưu điện hoặc mang đến văn phòng quận, hạn nộp đến ngày 31 tháng 10 năm 2023. Từ ngày 31 tháng 10 năm 2023 trở đi, không thể chọn trường học theo nguyện vọng. Trường học sẽ được quyết định dựa trên địa chỉ lưu trú. Người nước ngoài (những người không có quốc tịch Nhật Bản) xin hãy điền thông tin vào đơn đăng kí nhập học. Nếu có thắc mắc cần giải đáp xin hãy liên hệ đến cửa sổ tư vấn tòa hành chính quận (kuyakusho) Ikuno. Số điện thoại 06-6715-9963. Fax: 06-6715-9110